

海外在留邦人等への医療サービス提供事業
(タケノコ診療所での新型コロナウイルス検査の無料実施 (3月10日まで))

令和4年1月29日 (総22第8号)
在デンパサール日本国総領事館

●ジャカルタ近郊及びバリに所在するタケノコ診療所の各診療所において、3月10日(木)までの間、インドネシア在住の在留邦人等向けに、新型コロナウイルスの無料検査を提供します(お一人につき1回限り)。

1. 令和3年度内に限ったコロナ禍での在留邦人等への医療サービス提供事業に関し、26日付け領事メールで共愛メディカルサービスの各診療所での実施についてお知らせしたところです(<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100294894.pdf> 参照)。

この度、各タケノコ診療所でも、3月10日までの間、インドネシア在住の在留邦人等の方々に新型コロナウイルス検査を無料提供することになりました(PCR検査又は抗原検査。それぞれお一人につき1回限り)。

2. 本事業の詳細は以下のとおりです。希望する方は、内容を御確認の上、お近くのタケノコ診療所に連絡してください。

(1) 実施期間

1月29日(土)から3月10日(木)まで

(2) 実施医療機関

スディルマン・タケノコ診療所、ポンドックインダー・タケノコ診療所、チカラン・タケノコ診療所(抗原検査のみ実施)、**バリ・タケノコ診療所**

(3) 対象者・上限人数

・インドネシア国内に居住中又は一時滞在中の日本国籍者及びその一親等以内の家族(外国籍者を含む)

・タケノコ診療所全体で900人分程度

(4) 無料で提供される医療サービス(お一人につき1回限り)

・PCR検査(スディルマン・タケノコ診療所、ポンドックインダー・タケノコ診療所、**バリ・タケノコ診療所**で実施)

・抗原検査

(5) 本事業の対象外(有料)となるもの

治療費、投薬及び処方費用、入院費、治療器具代、訪問検査での訪問料等

(6) 必要書類(受診の際に次の書類を医療機関へ提出してください。)

・日本国籍者(家族を含む): 旅券の身分事項ページの写し

・外国籍家族: 日本国籍者との家族関係を証明できる公的書類(戸籍謄本、婚姻証明書、出生証明書等)の写し

(7) 予約方法等

- ・事前に医療機関への予約が必要です。
- ・お近くのタケノコ診療所(<https://takenokogroup.com/ja/>)に直接連絡ください。
なお、受診の際に、受付で提示される検査に関する誓約書に署名・提出いただきますよう、お願いいたします。

3. 申込み希望者が予定人数に達した場合、ご希望に添えないことがありますので、ご了承ください。